

## 富山県〇〇〇〇（施設名）ネーミングライツスポンサー募集要項【施設特定型】

## 1 目的

県有施設等に対し「新たな愛称を付ける権利」（以下、「ネーミングライツ」という。）の導入により、その対価を施設の運営やサービスの維持・向上のための財源に充てるとともに、県と民間企業等との連携・協働を図るため、〇〇〇〇（施設名）のネーミングライツを取得するスポンサーを募集するもの。

## 2 対象施設

名称 富山県〇〇  
所在地 〇〇市〇〇  
施設の概要 別添パンフレットのとおりに

## 3 募集期間

令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）〇時まで

## 4 募集の条件

## (1) 応募資格

ア～ウすべてを満たすものとする

ア 法人であること

イ 次の業種又は事業者には該当しないこと

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業又は同法第 35 条の 2 に規定する特定性風俗物品販売等営業を営むもの
- ②たばこに係るもの
- ③ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く。）
- ④法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑤権利関係や取引の実態が不明確なもの（いわゆるマルチ商法（連鎖販売取引）やそれに類するもの、キャッチ商法（キャッチセールス）、催眠商法などの悪質商法等）
- ⑥事業の実施にあたり法令等の規定により、許可、認可、登録、届出等の手続が必要とされているもので、これらの手続がなされていないもの
- ⑦破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生若しくは再生の手続中のもの
- ⑧県から指名停止を受けているもの又は指名停止期間終了の後 2 年を経過しないもの
- ⑨指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しないもの
- ⑩県税を滞納しているもの

- ⑪その法人等の役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- ⑫その法人等の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

ウ 富山県内に事業所を有するなど本県との関わりが深い企業であること。

（2）提案金額（ネーミングライツ料）

年額〇〇〇万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

（3）契約期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで（〇年間） 〇年間

※ 又は 〇年間 など

（4）新たな愛称にかかる条件

ア 次のいずれかに該当するものは、名称として使用できない

- ①公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ②人権侵害となるもの又はそれおそれのあるもの
- ③政治性又は宗教性のあるもの
- ④その他、名称として適当でないと認められるもの

イ 契約期間内の名称の変更はできない

ウ 愛称の一部に「〇〇」を用いること ※希望があれば

エ 命名は施設の愛称であり、条例上の正式な施設名は変更しない

（5）名称変更に伴う費用負担

ア 施設の看板・サイン等設置にかかる費用はスポンサーの負担とし、デザイン、工事の方法等については県と協議のうえ決定する

イ 契約終了後の原状回復についてもスポンサーの負担とする

5 看板・サイン等について

※設置できる看板・サインの場所、大きさの制限等について記載

6 申込方法

（1）申込書の提出

次の書類（添付書類を含む）を、郵送、持参又は電子メールにより提出願います。

- ・ 〇〇ネーミングライツスポンサー申込書（別紙1）
- ・ 誓約書（別紙2）

なお、郵送による提出の場合は、令和〇年〇月〇日（〇）必着とします。

（2）質問の受付

提案にあたり質問がある場合は、書面（任意様式）により、令和〇年〇月〇日（〇）

まで受け付けます。

質問に対する回答は、質問者を特定できない形で、県ホームページに掲載します。  
なお、回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

なお、次の質問については、受け付けません。

- ・選定基準に影響を及ぼす質問
- ・他の応募者に関する質問
- ・その他、公募に参加する者として適切でない質問

### (3) 留意事項

ア 同一施設に対して同一企業・団体による複数の提案はできません

イ 提案内容を確認するため、応募者に対し、必要に応じてヒアリングの実施又は追加資料の提出を求める場合があります

ウ 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません

エ 提出書類の提出後に応募を取り下げの場合は、「応募取下届」（任意様式）を提出願います

オ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします

カ 提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は応募者に帰属します。  
ただし、県は、本事業に関する公表及びその他県が必要と判断した場合には、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします

キ 提出書類は、富山県情報公開条例（平成 13 年条例第 38 号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります

## 7 選定方法

### (1) 選定委員会の開催

県が別途設置する「選定委員会」において、応募企業・団体、名称、金額及び期間を総合的に勘案し、優先して交渉する相手方（以下、「優先交渉権者」という。）を選定します。応募者が 1 者のみであった場合も実施します。評価点の合計が満点の 60% 以上を選定基準とし、審査の結果、優先交渉者なしとなる場合があります。なお、選定委員会は非公開とします。

### (2) 選定結果の通知

選定後、すべての応募者に文書で通知し、選定された優先交渉者をホームページで公表します。優先交渉権者以外の応募者の情報は、原則として公開しません。

## 8 契約の締結等

### (1) 契約の締結

優先交渉権者の決定後、県と優先交渉権者はネーミングライツに係る契約に向けた必要な協議後、契約を締結します。

### (2) 契約の解除

募集要項で定める応募資格を偽るなどの不正行為により契約が成立したことが明らかになった場合、又は契約に規定する義務を履行しない場合、県は契約を解除できま

す。この場合、原状回復に必要な費用はスポンサーが負担するものとし、すでに納入されたネーミングライツ料は返還しません。

#### 9 契約期間終了後の取扱い

契約期間終了後、スポンサーに更新又は継続に係る優先交渉権は付与しません。スポンサーに継続の意向がある場合であっても、改めて募集・選定を行います。

#### 10 申込及び問合せ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1-7

富山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（担当：〇〇、〇〇）

電話番号：076-444-XXXX（直通）

電子メール：

〔電子メールによる提出の場合〕

送信後、電話で到達の確認をしてください。

〔郵送による提出の場合〕

簡易書留郵便等の追跡の可能な方法としてください。

〔持参による提出の場合〕

土日祝日を除く午前9時から午後5時に来庁ください。

富山県知事 新田 八朗 殿

## 〇〇〇〇（施設名）ネーミングライツスポンサー申込書

|                                         |                                                |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------|
| 企業・団体の所在地                               |                                                |
| 企業・団体の名称                                |                                                |
| 代表者の職名及び氏名                              |                                                |
| 担当部署                                    |                                                |
| 担当者の職名及び氏名                              |                                                |
| 担当者の連絡電話番号                              |                                                |
| 応募金額                                    | 年額 円（消費税及び地方消費税は別途）<br>〇年間合計額 円（消費税及び地方消費税は別途） |
| 施設の新愛称<br>(希望する略称などもあれば)                |                                                |
| 上記新愛称の趣旨                                |                                                |
| [任意]<br>その他の提案<br>・ 施設運営<br>・ メリット付与 など |                                                |

## 【添付書類】

- ① 会社・団体概要
- ② 誓約書(別紙2)
- ③ 商業・法人登記簿謄本
- ④ 納税証明書(富山県税条例施行規則第 29 条に規定する第 43 号様式)
- ⑤ 経営状況が確認できる書類(直近3事業年度分の決算書)
- ⑥ 県との取引・連携等の実績が確認できる書類(協定書、県 HP 写しなど)[任意]
- ⑦ 地域貢献の実績がわかるもの[任意]
- ⑧ 法令遵守に関する取り組みがわかるもの[任意]

誓 約 書

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

申込者 法人名  
所在地  
代表者名  
担当者 氏名  
所属部署名  
電話番号

ネーミングライツスポンサーの応募にあたり、下記事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

なお、下記 4 につき貴県が必要と判断する場合は、貴県が富山県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 富山県〇〇ネーミングライツスポンサー募集要項の応募資格要件をすべて満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽または不正はありません。
- 3 法人税、消費税、法人事業税、法人と道府県民税及び地方消費税の未納はありません。
- 4 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 4 の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与する法人ではありません。

以上